

貸金請求権に関する 外国法制の整理

諸外国における賃金についての時効

	フランス	ドイツ	イギリス	韓国
一般債権の時効期間	<ul style="list-style-type: none"> 民法において、原則5年で訴権が消滅することが定められている。 ※ 1 	<ul style="list-style-type: none"> 民法において、主観的起算点から原則3年、客観的起算点から原則10年で債務者側に給付拒絶権が発生することが定められている。 ※ 3 * 主観的起算点：請求権が発生し、かつ債権者が請求権を基礎づけている事情及び債務者を知り、または重大な過失がなければ知っていたはずの年の末。 	<ul style="list-style-type: none"> ①契約関係訴訟：出訴期限法において、客観的起算点から6年で訴権が消滅することが定められている。 ②制定法上の申立：各制定法において出訴期限が定められているが、労働関係の制定法上の権利については、多くは3か月（性差別などは6ヶ月）の出訴期限が定められている。 * 契約上の権利義務に関する訴訟は、通常裁判所に提訴する。一方、制定法によって設定された労働関係の権利については、雇用審判所という三者構成の機関に救済を申し立てる。制定法上の権利は契約上の権利となるものとそうでないものがある。前者については2つの救済方法が併存し、迅速さや簡便さの利点から制定法上の申立が選択される場合が多いが、雇用審判所への出訴期間徒過後に通常裁判所へ提訴することも可能とされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 民法において、10年の消滅時効が定められている。
賃金についての扱い	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、労働法において、民法の特則として原則3年で訴権が消滅することが定められている。 ※ 2 * 労働契約が解約された場合は、労働契約の解約から遡って3年間分までが請求可能期間となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金についての特例は、設けられていない。 労働関係に基づいて発生する請求権については、労働協約の中で、除斥期間（客観的起算点で2～6か月）が設定されることが一般的。 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金についての特例は、設けられていない。 賃金の請求については、制定法（1996年雇用権利法）上の申立として、客観的起算点から3か月という出訴期限が定められている。なお、賃金の未払い等が複数回継続している場合には、最後の未払い等から3か月という出訴期限が設けられている。 * 継続しているかどうかは、未払いと未払いの間に3か月以上の期間があるか否かで判断。絶対的な遡及期間は2年間が上限 ※ 4 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、労働法において、3年の消滅時効が定められている。 ※ 5

※ フランス、ドイツ、イギリスについては、第3回賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会における資料、当日の発表者による説明、法制審議会民法（債権）部会資料14-2をもとに、厚生労働省労働基準局労働条件政策課にて作成。

※ 韓国については、JILPTによる調査をもとに厚生労働省労働基準局労働条件政策課にて作成。

- ※ 1 民法については、2008年に改正され、それまで30年とされていた原則的な時効期間が5年に短縮された。
- ※ 2 賃金については、当初民法において6か月の短期消滅時効が定められていたところ、1971年に労働法において5年の時効とされたが、それが2013年の改正により3年に短縮された。3年間に短縮された背景には、法的安定性の確保が挙げられているが、それでは理由として不十分との指摘もあり、議論がある。
- ※ 3 民法については、2002年に改正され、短期消滅時効制度が廃止されるとともに、それまで30年とされていた原則的な時効期間が3年に短縮された。
- ※ 4 出訴期間が3か月と定められているのは、雇用審判所によると、申立ては速やかになされなければならない趣旨と解釈されており、また、訴訟件数のさらなる増加を避けるためとも考えられる。絶対的遡及期間の上限を2年とした趣旨は、政府によると、契約関係訴訟の6年に合わせると長すぎて不確実性を排除できないためと説明されている。
- ※ 5 一般債権の消滅時効は韓国民法において10年、賃金請求権の消滅時効は韓国民法において短期消滅時効で1年または3年（諸説有り）、勤労基準法において3年、とされている。以上は、JILPTの研究者による調査結果を踏まえたものである。

※ フランス、ドイツ、イギリスについては、第3回賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会における資料、当日の発表者による説明、法制審議会民法（債権）部会資料14-2をもとに、厚生労働省労働基準局労働条件政策課にて作成。

※ 韓国については、JILPTによる調査をもとに厚生労働省労働基準局労働条件政策課にて作成。